

社会的法益を侵害する情報の取扱いについて(改訂版)

(参考)インターネット上の違法・有害情報に関する分類

権利侵害情報

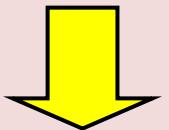
○○はセクハラをしている（名誉毀損）
音楽ファイル（著作権侵害）



違法な情報

その他の違法な情報

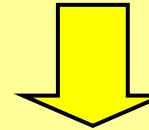
児童ポルノ・わいせつ物
麻薬売買の広告



「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」

公序良俗に反する情報

人の尊厳を害する情報（死体画像）
自殺を誘引する書き込み

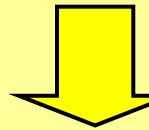


「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」
(平成18年11月)に基づく事業者の自主的な対応を支援

違法ではない情報

青少年に有害な情報

アダルト、出会い系サイト
暴力的な表現



青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)

社会的法益を侵害する情報の取扱いについて①

1. 送信防止措置を行わなかった場合に責任を問われる可能性

民事責任

民事責任については、他人の権利等の侵害が要件となっているところ(民法709条)、社会的法益については、送信防止措置を行わなかったとしても、他人の権利等の侵害が生じないことから、民事上の責任は生じるものではないと考えられる(裁判例は見あたらず)。

刑事責任

これまでの裁判例(※)に鑑みると、プロバイダ等による開設・管理・運営に関する目的及び状況などを総合考慮し、違法な情報の流通について積極的に関与していると評価できる事例において、刑事上の責任が認められており、単に違法な情報の存在を認識したものの、これについて送信防止措置を講じなかつたことのみを理由として刑事上の責任が認められた事例は見受けられない。しかし明確な基準が示されているわけではなく、今後の裁判例の動向等を注視する必要はある。

(※) 平成15年12月15日横浜地裁判決、平成16年6月23日東京高裁判決、平成18年1月16日名古屋地裁判決、
平成19年1月10日名古屋地裁判決、同年7月6日名古屋高裁判決など

2. 送信防止措置を行った場合に責任を問われる可能性

民事責任

発信者とプロバイダ等の間には、通常、送信防止措置に関する何らかの契約関係があるところ、そのような契約内容に基づいて送信防止措置が実施される場合には、法の適用をまつまでもなく、債務不履行責任は生じない。

また、発信者とプロバイダ等の間に契約関係がない場合であったとしても、発信者が情報を発信する際には、默示の契約関係があると評価することも可能であり、そのような場合には、両者に契約関係がある場合と同様に取り扱うことができる。

なお、いずれについても、違法ではない情報を誤って違法と判断して送信防止措置を行った場合については、プロバイダ責任制限法3条2項と同様の要件に該当すれば、過失責任が生じることは考えにくいのではないかとも考えられる。

刑事責任

そもそも、現時点での刑法において、送信防止措置がいずれかの構成要件に該当すると考えることは困難であり、また、仮になんらかの構成要件に該当するとしても、送信防止措置が発信者との契約関係に基づくものであれば、正当行為(刑法35条)に該当すると考えられる。なお、送信防止措置を行ったことで訴追された事例は見受けられない。

社会的法益を侵害する情報の取扱いについて②

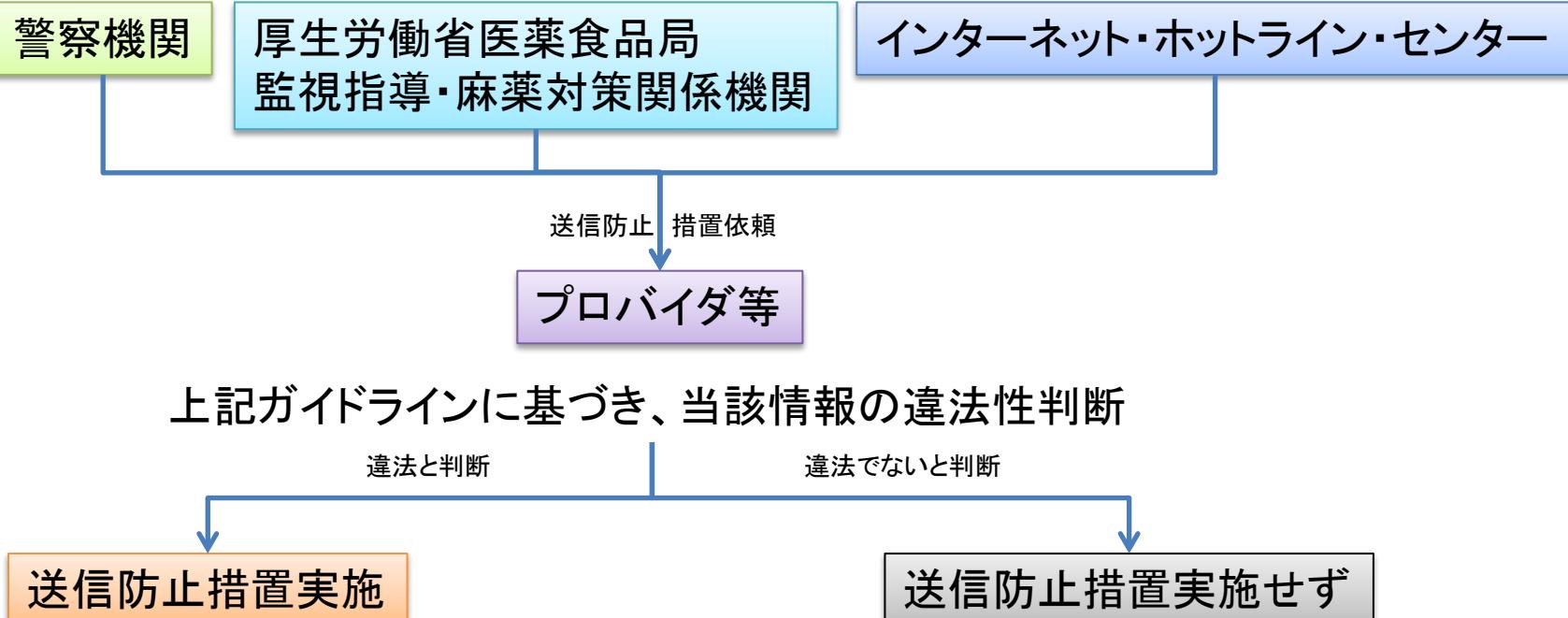
3. プロバイダ等による実態的な対応の状況

—インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン

現在、(社)電気通信事業者協会、(社)テレコムサービス協会、(社)日本インターネットプロバイダー協会及び(社)日本ケーブルテレビ連盟により、インターネット上の違法情報に対する対策として、「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」(※)が作成され、プロバイダ等により、違法情報につき送信防止措置を講ずる対策を実施している。

(※) 平成18年11月策定。平成20年12月、平成22年1月及び同年9月にそれぞれ改訂

4. 同ガイドラインの概要



社会的法益を侵害する情報の取扱いについて③ 一考え方(案) -

社会的法益を侵害する情報に関して、送信防止措置を行った、又は行わなかったという場合、通常は民事・刑事責任は生じないものと考えられる。しかし、何らかの法的責任が生じる可能性は、民事責任に関しては、送信防止措置を実施した場合において、刑事責任に関しては、いずれの場合においても、それぞれ理論的には否定できず、そのような場合を想定して、社会的法益を侵害する情報について、プロバイダ責任制限法の対象とすることで、免責の効果を生じさせることも考えられないではない。

しかし、現状として、上記ガイドラインが策定され、また、必要に応じて改訂されている上、同ガイドラインに基づく運用において、送信防止措置等に関し、看過し得ない問題が生じたとの事態も見受けられない。むしろ、民間事業者と関係機関等との協力の下、同ガイドラインに基づき、社会的法益を侵害する情報に関する送信防止措置等が適切になされていると評価することができる。

そうすると、民事責任について、法理論上は、プロバイダ責任制限法の対象とすることを排除することはできないとしても、現状の運用や、社会的事実に鑑みれば、送信防止措置を行ったことにつき、現時点で、当該情報をプロバイダ責任制限法の対象とする必要性はないものと考えるのが相当と思われる。

また、刑事责任についても、送信防止措置を実施しなかった場合でプロバイダ等が刑事责任を負う事例は積極的に関与した悪質な事例のみであり、他方、送信防止措置を実施することは、そもそも何らかの構成要件に該当する可能性がほとんど想定できず、仮に何らかの構成要件に該当したとしても、通常、違法性が阻却されると考えられるとからすると、いずれの場面においても、プロバイダの責任を制限する必要性は極めて乏しいと考えるのが相当と思われる。